

8

町内会・自治会の法人化

町内会・自治会は任意団体として不動産を所有することができませんでした。川崎市はこの状況を打開するために財団法人川崎市市民自治財団を設立し、町内会・自治会会館を財団に寄付するという実質的所有方法を編み出しました。その後、平成3年に地方自治法が改正され町内会・自治会の法人化が可能となりました。法人化した町内会・自治会は認可地縁団体と呼ばれます。

(1) 「地縁による団体」の法人化

ア 認可地縁団体とは

市長の認可により法人格を得た地縁団体（町内会・自治会等）です。
許可地縁団体は、不動産等を団体名義で登記することができます。

イ 制度の目的

これまで、町内会・自治会等が法人格を持てなかったことから保有する町内会・自治会館や会館用地を団体名義で登記することができませんでした。このため、会長や役員の方々などの個人名義で登記する機会が多くありました。この場合、個人の資産と混同して処分したり、登記名義人の債権者が財産を差し押さえたり、共有名義の場合は、相続登記が困難であるなどの問題が発生することがありました。

こうした問題を解決するため町内会・自治会に法人格を与え、団体名義で登記ができるように地方自治法において定められました。

ウ 地方自治法の条文（第260条の2）

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

エ 認可申請に必要な要件

1. 地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。
2. 区域が住民にとって客観的に明らかであること。
3. その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができ、相当数の個人が現に構成員となっていること。
4. 規約を定めていること。

（目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事、代表者に関する事、会議に関する事、資産に関する事を必ず決めておいてください。）

(2) 根拠法令（地方自治法）

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

- ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
 - 1 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
 - 2 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - 3 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
 - 4 規約を定めていること。
- ③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
 - 1 目的
 - 2 名称
 - 3 区域
 - 4 主たる事務所の所在地
 - 5 構成員の資格に関する事項
 - 6 代表者に関する事項
 - 7 会議に関する事項
 - 8 資産に関する事項
- ④ 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。
- ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。
- ⑥ 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- ⑦ 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

- ⑩ 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び第10項の規定に基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第3項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。

(3) 認可地縁団体申請（法人格取得申請）

認可地縁団体申請（法人格取得申請）手続き

1 申請の前に

市民・こども局市民協働推進課に相談します。手続きについて説明を受けます。

2 総 会

総会で認可地縁団体の申請をすること、規約の変更などについて会員の皆様の合意を得る必要があります。

3 認可地縁団体申請

以下の申請書等を市民・こども局市民協働推進課へ提出してください。

◎ 提出するもの

(1) 認可申請書

(2) 規約・会則等

目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事、代表者に関する事、会議に関する事、資産に関する事の記載が必要です。これらの記載がない場合には、総会で規約の改正を議案として提出し、会員の皆様の合意の上で規約を改正してください。

(3) 総会議事録

認可地縁団体の申請をすることを総会で議決した記載、申請者を代表とする事の議決をした記載、議長及び議事録署名人の署名押印が必要です。

(4) 構成員名簿

町内会・自治会会員の名簿

(5) 保有資産目録

町内会館、町内会館用地等を記載したもの。

(6) 前年度の事業報告と決算書、当該年度の事業計画書と予算書

(7) 就任承諾書

申請書（町内会長）が代表者となることを承諾した書類です。

(8) 区域図

町内会の区域を示した地図を提出してください。

4 審 査

提出した書類の審査をします。資料などを追加で提出する必要があることもあります。

5 認 可

提出した書類に不備がなければ、市長が認可します。

6 告 示

市長は、認可後に、申請をされた町内会・自治会が認可地縁団体（法人格を取得した）であることを告示いたします。

※「申請」から「告示」までが終了すると、町内会・自治会の名義で不動産登記ができるようになります。登記手続きは法務局で行いますが、この際に「認可地縁団体証明書」、「認可地縁団体印鑑登録証明」が必要になります。

○ 認可地縁団体証明書

認可地縁団体であることの証明書です。

どなたでも証明書を請求することができます。

○ 認可地縁団体印鑑登録証明書

認可地縁団体の印鑑登録の手続きをしていただきますと印鑑登録証明書を取得することができます。

印鑑登録証明書は、印鑑の登録者である団体の代表者のみ請求することができます。

○ 各証明書の発行手数料は1通300円です。市民・こども局市民協働推進課で登録手続き・証明書の発行をいたします。

→市民・こども局市民協働推進課

電 話 044-200-2479

F A X 044-200-3912

認可地縁団体証明書交付申請書

(様式6)

認可地縁団体証明書交付申請書	
平成 年 月 日	
川 崎 市 長 様	
住 所 川 崎 市 区	
氏 名	
地縁団体の名称	
主たる事務所の所在地	川 崎 市 区
通 数	
手数料	円

太枠の中だけ記入してください。
 認可地縁団体証明書の発行手数料は1通300円です。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

第3号様式

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	
平成 年 月 日	
認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地
登録資格	代表者
氏 名	生 年 月 日 所 在 地 区 町 丁目 番 号
住 所	
上記の上記欄可認地縁団体調査員封書 添の交付を申請します。	
申請者	氏 名

(4) 総会議事録参考例

平成 年度 ○○町内会定期総会議事録（参考例）

1 日 時 平成 年 月 日 時 ～ 時

2 場 所 ○○町内会館

3 構成員数 名

4 出席構成員数 名（うち委任状出席 ○○名）
 別紙に定めた定足数を超えたことにより総会成立

5 議案

第1号議案 総務上の団体の認可申請を行うことについて

第2号議案 規約の改正について

第3号議案 区域及び構成員の決定について

第4号議案 代表者の選任について

第5号議案 保存する資産の決定について

第6号議案 平成 年度事業計画について

第7号議案 平成 年度収支予算について

第8号議案 平成 年度事業報告について

第9号議案 平成 年度決算報告について

6 議事の経過概要

○○○○氏が議長となり、開会を宣言し、直ちに議案の審議に入った。

(1) 第1号議案 総務上の団体の認可申請を行うことについて
 ○○○○氏は、これまででの経緯と、現状及び今後の計画を説明し、法人化申請を行うという提案趣旨を説明した。
 議長は会に審議を求め、満場一致で可決承認された。

(2) 第2号議案 規約の改正について
 ○○○○氏が法人化のためには現行の規約を改定することが必要であることを説明し、その上で規約改正案を説明した。
 他に質問や意見がないため、議長が議案に対する賛否を求めたところ、満場一致で議案どおり可決承認された。

(3) 第3号議案 区域及び構成員の決定について
 ○○○○氏より、別紙と会員名簿により区域と、会員について提案説明があった。

他に質問や意見がないため、議長が議案に対する賛否を求めたところ、満場一致で原案どおり可決承認された。

(4) 第4号議案 代表者の選任について
 ○○○○氏が、認可申請にあたり、認可後の町内会の代表者となるべき者を決定する必要があるが、現在の町内会長を認可後の代表者とすることを提案した。
 他に質問や意見がないため、議長が議案に対する賛否を求めたところ、満場一致で可決承認され、候補者もその場で就任を承諾した。
 従って、代表者としては現会長の○○○○氏が就任することとなった。

(5) 第5号議案 保存する資産の決定について
 ○○○○氏が、認可申請にあたり、申請副付申請として体育館や日触室を作成する必要性について説明し、○月○日現在で作成の目録により確定したいとし、その上で目録を読み上げた。
 他に質問や意見がないため、議長が議案に対する賛否を求めたところ、満場一致で原案どおり可決承認された。

(6) 第9号議案～第9号議案について
 ○○○○氏より、提案説明があった。
 第6号議案～第9号議案について、他に質問や意見がないため、議長が議案に対する賛否を求めたところ、満場一致で原案どおり可決承認された。

議長が、出席者の中から議事録署名人として、○○○○氏を指名し、本人も承諾した。
 以上をもって、議長から本総会の議事を終了した旨を述べ、開会を宣言した。
 上記議事録送達並びにその結果の正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人、下記に署名捺印する。

平成 年 月 日

○○○町内会
 議 長 ○○ ○○ 印
 議事録署名人 ○○ ○○ 印

（議事録の写しが必要になった場合）
 この写しは原案と相違ないことを証明します。

○○○町内会
 会 長 ○○ ○○ 印

(5) 規約参考例

町内会・自治会規約<参考例>

〇〇町内会規約

(目的)

第1条 この会は、住民相互の連絡、相談の整備、町内会館の維持管理等町内地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この会の名称は、〇〇町内会という。

(事務所)

第3条 この会の事務所を川崎市〇〇区△△町××番地 〇〇町内会館に置く。

(区域)

第4条 この会の区域は、川崎市〇〇区△△町とする。

(構成員)

第5条 この会は、前条の区域内に住所を有する者をもって組織する。

2. この会には、区域の住所を有する者が全て加入できるものとし、正当な理由なく、その加入を拒んではならない。

(事業)

第6条 第1条の目的を達成するための、次の事業を行う。

- (1) 生活環境の改善及び美化に関すること。
- (2) 住民生活の安全確保に関すること。
- (3) 住民の教育・福祉に関すること。
- (4) 住民の健康増進に関すること。
- (5) 住民相互の離れ及び扶助に関すること。
- (6) 区域内の老人、青年、子供等の団体活動の育成及び援助に関すること。
- (7) その他必要な事項。

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会計 〇名
- (4) 監事 〇名

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、〇年とする。ただし、責任を初げない。

2. 次条により選出された役員は、前任者の在任期間とする。

(役員を選出)

第9条 役員は、構成員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、会計事務を行う。
- (4) 監事は、会計事務、財産管理及び業務執行の状況について監査する。

(会議)

第11条 会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2. 定期総会は、毎年1回会長が招集する。

3. 臨時総会は、2分の1以上の構成員から請求があったとき又は会長が必要と認めるときに会長が招集する。

4. 総会は、構成員をもってあり、委任状を含め構成員の過半数の出席により成立し、議長は、構成員の中から選出する。

5. 総会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改定に関すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4) 役員を選出すること。
- (5) その他、この会の運営上特に重要なこと。

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、会計及び監事をもって組織する。

2. 役員会は、会長が召集と認めるとき会長が招集し、議長は、会長がたる。

3. 役員会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する事項の審議に関すること。
- (2) 総会を要する業務の執行に関すること。
- (3) 総会の議決事項に定めるものを除き、この会の運営上必要なこと。

(議決)

第14条 会議の議決は、出席者の過半数でなし、可決回数の場合は、過半数これを要する。

(経費)

第15条 この会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

2. 会費は、月額〇〇円とする。

(資産)

第16条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が総会の議決を経て定める。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会計)

第18条 会計は、常に収入及び支出の状況を明らかにしなければならない。

(監査)

第19条 監査は、会計年度終了後、すみやかに行うものとする。ただし、執事が必要と認めるときは、年度の途中においても随時行うことができる。

(付則)

1. この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

町内会・自治会の関係機関（部署）

法人化や加入促進など町内会・自治会が抱える課題は多くあり、なかなか単独では解決に向けた取り組みは難しいようです。町内会・自治会の身近な窓口となる機関（部署）を下記に紹介します。

☆川崎市全町内会連合会事務局

川崎市中原区小杉町3-1 川崎市総合自治会館（〒211-0063）TEL 044-738-0012

☆財団法人川崎市市民自治財団

川崎市中原区小杉町3-1 川崎市総合自治会館（〒211-0063）TEL 044-733-1232

☆川崎区連合町内会事務局

川崎市川崎区東田町8 川崎区役所地域振興課（〒210-8570）TEL 044-201-3133

☆幸区町内会連合会事務局

川崎市幸区戸手本町1-11-1 幸区役所地域振興課（〒212-8570）TEL 044-556-6609

☆中原区町内会連絡協議会事務局

川崎市中原区小杉町3-245 中原区役所地域振興課（〒211-8570）TEL 044-744-3159

☆高津区全町内会連合会事務局

川崎市高津区下作延2-8-1 高津区役所地域振興課（〒213-8570）TEL 044-861-3144

☆宮前区全町内・自治会連合会事務局

川崎市宮前区宮前平2-20-5 宮前区役所地域振興課（〒216-8570）TEL 044-856-3135

☆多摩区町会連合会事務局

川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区役所地域振興課（〒214-8570）TEL 044-935-3133

☆麻生区町会連合会事務局

川崎市麻生区万福寺1-5-1 麻生区役所地域振興課（〒215-8570）TEL 044-965-5113

☆市民・こども局市民協働推進課

川崎市川崎区宮本町1（〒210-8577）TEL 044-200-2479